

墓碑建立工事

- ・ 新規に墓碑を建立場合
- ・ 他の墓所から墓石を移動する場合

墓碑建立工事前に必要な書類（承認申請）

※届出書類を提出から工事着工の間に現地で立会いを行います。

- ① **太子町立墓園墓所工事承認申請書（様式第5号）**
 - ・ 施設の概要欄の高さは前面から測ります
 - ・ その他施設欄には、地蔵、卒塔婆立て、物置石、霊標、燈籠、ローソク立等設置するものを記入してください。
- ② **太子町立墓園墓所設計図面**
- ③ **墓所工事誓約書**
 - ・ 誓約内容を確認の上、記入してください。
- ④ **太子町立墓園墓所使用許可証の写し**

墓碑建立工事後に必要な書類（完了届）

※届出書類を提出後、現地で完了検査の立会いを行います。

- ① **太子町立墓園墓所工事完了届**
 - ・ 工事承認書と同様に記入してください
- ② **工事完了写真**
- ③ **太子町立墓園墓所使用許可証の写し** （省略可）